

平成26年度当初予算要求「消費者行政強化・活性化事業」
(奈良県消費・生活安全課)

【事業の目的】

地方公共団体の自治事務と位置づけられている消費者行政について、地方消費者行政強化を目的に平成21年度から全国的に始まった集中育成・強化期間中に、本県では、全額国費である「奈良県消費者行政活性化基金」を創設し、取り組みを行った結果、県内の全市町村で有資格者による消費生活相談窓口が設置されるなど、一定の充実が図られた。

しかしながら、14市町村の消費生活相談窓口が週2日以下の開設にとどまっていること、高齢者の消費者被害の増加や消費者問題が複雑化・高度化していること等の課題があり、これらに対応するため次の取り組みを行い、県及び市町村の消費者行政の更なる充実・強化を図り、県民の安全・安心な消費生活の実現を目指す。

- ・消費者の自立を支援するため、消費者のライフ・ステージに応じた消費者教育の機会を提供
- ・消費者が安心して消費生活が送られるよう、必要な情報を提供
- ・消費者被害に速やかに対応するため、住民に身近な市町村の消費生活相談体制の充実への支援
- ・巧妙化する悪質商法等への対応や、消費者被害にあった県民を速やかに救済するため、法執行体制を維持

【事業内容】

(1)消費者教育の推進

- 消費者教育を推進するため、県センターに消費生活相談員を配置
- 消費者被害の未然防止等を図るため、消費者教育に関する実態調査・分析を行うとともに、消費者教育の推進に関する施策について意見をいただくため、消費生活審議会に消費者教育推進に関する部会を設置

(2)市町村の消費生活相談窓口の支援

- 市町村の窓口支援のため、県消費生活センターに設置する高度専門相談員(弁護士)による相談を実施し、県の消費生活相談員や事業者専門指導員(警察官OB)を派遣。さらに、市町村の消費生活相談員及び行政職員向けに、金融やIT等の専門家による研修会を開催
- 市町村相談窓口を支援するため、県センターに消費生活相談員を配置
- 市町村が抱える困難事案の解決を支援するため、県センターに事者専門指導員を配置

(3)消費者啓発の活性化

- 自立した消費者の育成及び消費者被害の未然防止を実施するため、シンポジウムや講演会の開催など消費者啓発を実施

(4)法執行の強化

- 特定商取引法等に基づく行政処分等の実施を強化するため、県消費・生活安全課に事業者専門指導員を配置
- 研修会に参加するなど、特定商取引法等に基づく行政処分等の実施を強化

(5)市町村への消費者行政活性化交付金

- 市町村の消費生活相談窓口の体制整備のため、市町村が実施する活性化事業に対し助成

【目標】

県及び市町村の消費者行政の更なる充実・強化に取り組むことにより、県民の安全・安心な消費生活の実現を目指す。